

ちょっと
待つて!

自分で投稿した文章や写真が未来の自分を
傷つけてしまうかも…

せっかく努力して夢がかなう寸前まできたのに!
高校時代の行動が、自分の将来にどんな影響を与える可能性があるか、
じっくり考えてみよう!



保護者の皆様へ

インターネットに接続して使用するスマートフォン等は、いまや、生活する上で大変便利なツールとなっています。だからこそ、お子様にスマートフォンを持たせるか持たせないかをきちんと判断とともに、インターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し、「質く安全に使える」ようにすることが大切です。

『青少年インターネット環境整備法』では保護する青少年の利用状況の把握と、適切な利用環境を整えるのは「保護者の責務」であり、また、携帯電話等の契約時に保護する青少年が使用する場合には、その旨を申し出なければならないという「保護者の義務」があります。
(※事業者は、その申出を受けて、フィルタリングサービスを提供する義務があります。)

本リーフレットは、トラブルが起る前に「ちょっと待って!」と子供たちが一歩立ち止まって考えができるよう、直接呼びかけ、自ら考えさせるものとなっています。

今後、保護者の皆様に更なる御理解、御協力いただくとともに、本リーフレットがお子様の成長の一助となることを願っています。

ちょっと待って!の 5か条

1. ながらスマホは絶対ダメ!
2. 自分を守るために時間を守って使おう
3. 困ったときにはみんなで話し合おう
4. 一度、投稿したら、誰でも見られるし
完全には消えないで気をつけよう
5. 自分の将来を考え正しく使おう

もしトラブルに巻き込まれたら…

相談窓口

いじめ問題などの相談窓口(児童生徒/保護者対象)

文部科学省 24時間子供SOSダイヤル
0570-0-78310(受付時間:24時間)
法務局・地方法務局 子どもの人権110番
フリーダイヤル 0120-007-110(全国共通)
(受付時間:平日午前8時30分~午後5時15分)

生活の安全や不安に関する相談窓口
(児童生徒/保護者対象)

最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
都道府県警察の少年相談窓口
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>
チャイルドライン 18歳以下の青少年対象の相談窓口
<http://www.childline.or.jp>
フリーダイヤル 0120-99-7777
(受付時間:毎週月曜日~土曜日/午後4時~午後9時)

買い物などでのお金についてのトラブル
消費者庁 消費者ホットライン 188

ちょっと
待つて!

スマホ時代のキミたちへ

~1日中、スマホやネットばかりになってない?~

会話



読書



いろいろなことが
1台でできるスマホ。
とても便利だけれど、
キミたちの
スマホやネットの
使い方大丈夫?

実際、心や体を
こわしてしまったり、
未来を台無しに
してしまうようなことも
起きている。
みんなで考えて
みよう!

学習



ゲーム



ちょっと
待つて!

利用時間、長すぎない? 睡眠不足は体に悪影響!



高校生にスマホ利用で減った時間を調査したところ、該当率が高かったのが、「睡眠時間(40.7%)」と「勉強の時間(34.1%)」でした。(2014年:総務省『高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査』より)

睡眠不足や睡眠の質の低下は、脳・肌・目など体の疲労を十分に回復することができず、体調不良、ストレスの増大、肌荒れ、視力の低下などにつながります。

だから、クラスや仲良しグループで「ルールを話し合ったり決めたり」することが大切。自分をコントロールする力を身に付ける方法を、みんなで真剣に考えてみましょう!

また、スマホをあえて持たないことも選択肢の1つです。持たないことにした友達の意思も尊重し、連絡がとどこおったり、仲間外れが起こったりしないよう、みんなで工夫しましょう。

ちょっと
待つて!

その写真・動画、送って大丈夫? スマホなら「手軽に撮って・送信」できるけど…



ネット上の画像は誰でもコピーできるため、投稿・送信した本人が削除しても、**完全に消し去ることは難しくなっています**(永遠に消えないことから“デジタルタトゥー”とも呼ばれています)。「友達限定公開だから安心」、「信頼しているから大丈夫」と画像を安易に投稿・送信することは禁物。トラブルになることもあるのだから、本当に大丈夫な画像や送り先か、“ちょっと待って!”じっくり考えましょう。

また、“相手”も“自分”も傷つくことがないように、以下の法律も正しく知っておきましょう。

『児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律』……18歳未満の子供の裸やそれに準じる姿等、自己の性的欲求を満たす目的などで撮影・提供・公開・単純所持等することを禁じた法律(通称:『児童ポルノ禁止法』)
『私事性の画像記録の提供等による被害の防止に関する法律』……嫌がらせ目的で元交際相手の裸の画像等を第三者が被写体を特定できる形でネット上に公開したり、提供すること(いわゆるリベンジポルノ)を禁じた法律(通称:『リベンジポルノ防止法』)

他人を傷つけてしまうリスク

自転車を運転しながらスマホを使っていたら前からきた人にぶつかって…



スマホやネットでのやりとりがこんなことに…

ちょっとした悪ふざけから出た言葉が友達を傷つけてしまうかも…



SNSに投稿した写真等や書き込み等が残っていたせいで就職活動がうまくいかず…



自分を傷つけてしまうリスク

以前、交際していた相手との写真等がネット上に残っていた。それを見られて…

